



国土を整え、全力で備える

国土交通省  
中国地方整備局

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism  
Chugoku Regional Development Bureau

## お知らせ

記者発表資料

平成30年5月31日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

## 中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動について

～『平成29年度の活動結果』及び『平成30年度の活動方針』～

### 建設業における法令遵守を推進します

中国地方整備局では、平成19年4月より、建設業法令遵守推進本部を設置し、建設業者の法令違反情報等の収集や建設業者への指導・監督を行っています。

平成29年度は、建設業法違反等の疑義のある55業者（建設業者）に対して立入検査を実施し、契約に係わる不備等による文書勧告を19業者に対して行いました。

平成30年度は、更なる法令遵守の徹底に向けて、業界団体等と連携し、建設業法令遵守ガイドラインや駆け込みホットライン等の周知をはじめとする各種取組を実施します。

◎詳細は別添のとおりです。

#### <問い合わせ先>

中国地方整備局 082-221-9231（代表）：（平日・昼間）

#### 【担当】

建政部 建設業適正契約推進官 うめ だ しゅう いち 梅 田 修 一 （内線6119）

建政部 計画・建設産業課長補佐 もり もと まさ ひろ 森 本 真 宏 （内線6142）

#### 【広報担当窓口】

広報広聴対策官 いわ した やす ひさ 岩 下 恭 久 （内線2117）

企画部 環境調整官 いの うえ ひさ 井 上 和 久 （内線3114）

## I. 平成29年度の活動結果

平成29年度における「中国地方整備局建設業法令遵守推進本部（以下、「推進本部」といいます。）」の活動結果は下記のとおりです。

### 1. 法令違反に関する通報の受付

推進本部では、建設業法違反通報窓口「駆け込みホットライン」と各種建設業に関する相談窓口「建設業フォローアップ相談ダイヤル」を設けて、建設業に係る法令違反に関する情報収集を行っています。

平成29年度は、「駆け込みホットライン」等に寄せられた通報等が104件あり、その内訳は次の通りでした。

【内訳】

- |                         |     |                  |     |
|-------------------------|-----|------------------|-----|
| ●法令違反に関する疑義 . . . . .   | 8件  | ●不払い相談 . . . . . | 19件 |
| ●社会保険加入に関する相談 . . . . . | 44件 | ●その他相談 . . . . . | 33件 |

### 2. 建設業者への立入検査

平成29年度は、55業者に立入検査を実施しました。

【内訳】

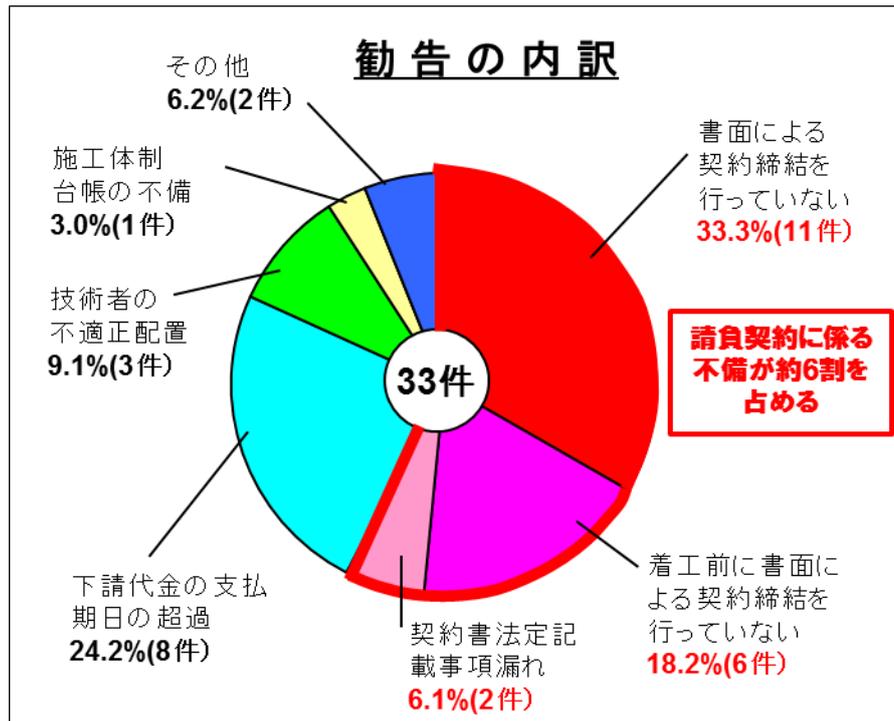
- 下請取引等実態調査の結果に基づく立入検査 . . . . . 35業者
- フォローアップを目的とした立入検査 . . . . . 20業者

立入検査の結果により、立入検査実施業者の約35%にあたる19業者に対し改善のための文書勧告を実施しました。

勧告において改善を求めた事項の総数は33件であり、このうち契約に係わる不備が19件（約6割）を占めていました。【次頁の図参照】

過去に立入検査を実施し、勧告を行った業者への改善状況確認を目的とする立入検査（フォローアップを目的とした検査）を20業者に対し実施した結果、改善が見られなかった2業者に対し再勧告を実施しました。

【図】



※1業者あたり複数の勧告を行うこともあるため「勧告業者数」と「勧告において改善を求めた事項の総数」は一致しない。

### 3. 建設業者への監督処分

平成29年度は、1業者に監督処分を実施しました。

○「営業停止」 1業者 ・ 労働安全衛生法違反

### 4. 「建設業取引適正化推進月間（11月）の取組

建設業の取引適正化に関する法令遵守が図られるよう集中的に活動を行う『建設業取引適正化推進月間』（11月）には、各県知事許可部局と連携のうえ、11業者（大臣許可業者8業者、各県知事許可業者3業者）に対して合同立入検査を実施しました。

また、中国地方整備局と各県の共催により、各県6会場（島根県を除く各県1会場、島根県は2会場）において、建設業法に関する講習会を開催し、建設業関係者を中心に延べ299名に参加いただきました。

## II. 平成30年度の活動方針

※次頁「平成30年度中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針」のとおり

平成30年5月

## 平成30年度中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針

中国地方整備局建設業法令遵守推進本部は、平成19年度に創設以降、下請取引の適正化を中心に、建設業の法令遵守に資する各種取組を行ってきたところである。

しかしながら、依然として不適切な契約手続き等を原因とするトラブルも発生しており、更なる法令遵守の徹底に向けて、業界団体等と連携し、建設業法令遵守ガイドラインや駆け込みホットライン等の周知をはじめとする各種取組を継続する必要がある。

このため、平成30年度中国地方整備局建設業法令遵守推進本部の活動方針を以下のとおり策定する。

### 1. 法令違反情報等の収集

法令違反に関する情報を受け付ける「駆け込みホットライン」（別紙1）と、社会保険加入対策など各種建設業に関する相談を受け付ける「建設業フォローアップ相談ダイヤル」（別紙2）の周知を図る。

### 2. 立入検査等の実施

#### (1) 建設業法違反の是正に関する立入検査

「駆け込みホットライン」、「建設業フォローアップ相談ダイヤル」等への通報、建設業許可及び経営事項審査において、建設業法違反等の疑義があるものに対して立入検査を実施する。

#### (2) 元請下請取引の適正化に関する立入検査

下請取引等実態調査の結果、建設業法違反等の疑義のあるものに対して立入検査を実施する。

#### (3) フォローアップを目的とした立入検査

過去の立入検査において、次の重点項目について勧告を受けた建設業者に対して立入検査を実施する。

##### ■重点項目

- ①技術者の不適正配置 ②施工体制台帳の不備 ③請負契約書の不備

また、上記全ての立入検査時において、以下の項目について確認・周知を行う。

- ・「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」の周知
- ・法定福利費を内訳明示した見積書である「標準見積書」の活用状況等の確認
- ・安全衛生経費の確保について建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律及び建設業法令遵守ガイドラインによる周知
- ・下請代金の支払手段について建設業法令遵守ガイドラインによる周知

### 3. 関係機関との連携

(1) 国土交通省直轄工事において、社会保険等に未加入の建設業者が確認された場

合は、発注部局から建設業担当部局に通報され、加入指導等を実施する運用が行われているので、発注部局や関係機関（管内各県や関係省庁等）との連携を図りながら、円滑かつ適切な対応を図る。

- (2) 管内各県との連携による合同立入検査及び建設業法に関する講習会を実施する。
- (3) 業界団体等との情報・意見交換会を通じて、建設業の法令遵守に関する周知を図る。
- (4) 警察部局との連携により暴力団の排除に努める。

#### 4. 建設業法令遵守に関する普及・啓発

立入検査、講習会、研修会等において、関係者の建設業法への理解を深めるため、「建設業法に基づく適正な施工体制についてQ&A」等を活用して、法令遵守に関する啓発を図るとともに、建設業行政の動向等について周知する。

特に、11月の「建設業取引適正化推進月間」は、建設業者に下請取引の適正化に関する普及・啓発を行う重要な機会であるため、推進月間について幅広く周知を図るとともに、管内各県と連携して講習会を開催する。

通報先

全国共通 TEL.  0570-018-240  
イハン ツウホウ  
 受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

FAX.  0570-018-241

ナビダイヤルの通話料は、発信者の負担となります。

E-mail :  kakekomi-hl@mlit.go.jp

「駆け込みホットライン」への通報の仕方

通報にあたっては、建設業法令遵守推進本部が端緒情報として取り上げ、立入検査・報告徴取するかどうかの判断ができる次の事柄について、できる限り明らかに報告して頂くことが望まれます。

- ◆ 通報される方の氏名、住所
- ※ 通報された方に不利益が生じないように十分注意しますのでできるだけ匿名は避けてください。
- ◆ 違反の疑いがある行為者の会社名、代表者名、所在地、建設業許可番号等
- ◆ 違反の疑いがある行為の具体的事実について次の事柄  
 (ア)だれが、(イ)いつ、(ウ)どこで、(エ)いかなる方法で、(オ)何をしたか 等  
 なお、違反の疑いがある行為を証明するような資料等があれば、通報後に建設業法令遵守推進本部に提出(郵送、FAX)してください。

1. 通報される方の情報

氏名	
住所	
電話番号	E-mail

2. 違反の疑いがある行為者の情報

会社名	
代表者名	
所在地	
建設業許可番号	
電話番号	
その他	

3. 違反の疑いがある行為(具体的事実)

(ア)だれが	
(イ)いつ	
(ウ)どこで	
(エ)いかなる方法で	
(オ)何をしたか	
その他	

# 駆け込みホットライン

## 建設業法違反通報窓口

- ◆ 「駆け込みホットライン」に電話をすると、各地方整備局等の「建設業法令遵守推進本部」につながります。
- ◆ 「駆け込みホットライン」に寄せられた情報のうち、法令違反の疑いがある建設業者には、必要に応じ立入検査等を実施し、違反行為があれば監督処分等により厳正に対応します。

なくそう違反、あったら通報!!

全国共通 TEL.  0570-018-240  
(イハン) (ツウホウ)  
ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

受付時間 / 10:00~12:00 13:30~17:00  
 (土日・祝祭日・閉庁日を除く)

★法令違反情報を通報された方に不利益が生じないように十分注意して情報を取り扱います。

国土交通省  
 建設業法令遵守推進本部

# 「駆け込みホットライン」で受け付ける法令違反情報

※「駆け込みホットライン」は、主に国土交通大臣許可業者を対象に以下の建設業に係る法令違反行為の情報(通報)を受け付けます。



## 元請業者と下請業者の間の請負契約上の法令違反

「建設業法令遵守ガイドライン」に掲載されている法令違反、または法令違反のおそれがある事例

※「建設業法令遵守ガイドライン」は国土交通省のホームページに掲載されています。

### ●見積条件の提示

- ・不明確な工事内容の提示等により下請負人に見積りを行わせた
- ・法令で定められた見積期間より短い期間で下請負人に見積りを行わせた

### ●当初契約

- ・下請工事に関し、書面による契約を行わなかった
- ・工事着手後又は工事終了後に契約書面を相互に交付した

### ●追加・変更契約

- ・追加工事又は変更工事が発生したが、変更契約を行わなかった

### ●工期変更に伴う変更契約

- ・工期の変更に伴い下請工事の費用が増加したが、書面による変更契約を行わなかった

### ●不当に低い請負代金/指値発注

- ・元請負人の一方的な強要による合理的な根拠もなく、下請負人の見積額や従来の取引価格を著しく下回る額で下請契約を締結した
- ・工事着手後又は工事終了後に下請負人の協議に応じることなく下請代金の額を一方的に決定し、その額で下請契約を締結した

### ●不当な使用資材等の購入強制

- ・下請契約締結後に、下請工事に使用する資材・購入先等を指定した結果、下請負人が予定していた購入価格より高い価格で資材等を購入することとなった

### ●やり直し工事

- ・元請負人と下請負人の責任及び費用負担を明確にしないままやり直し工事を下請負人に行わせ、その費用を一方的に下請負人に負担させた

### ●赤伝処理

- ・下請代金の支払の際、施工に伴い発生した建設廃棄物の処理費用、銀行振込手数料等を一方的に下請代金から差し引いた
- ・下請代金の支払の際、下請負人が使用した駐車場や宿舎使用料等を実際にかかった金額より過大に差し引いた

### ●工期

- ・下請負人の責めに帰すべき理由がないにもかかわらず、下請負人の工期が短縮されたことにより発生した増加費用を一方的に下請負人に負担させた
- ・元請負人の不十分な施工管理等により下請工事の工期が不足した場合に、元請負人が下請負人との協議を行うことなく、他の下請負人と下請契約を締結した費用を一方的に下請負人に負担させた

### ●支払保留

- ・工事目的物の検査、引渡しを終了後、下請負人に対し、長期間にわたり保留金として下請代金の一部を支払わない

### ●長期手形

- ・120日を超える割引困難な長期手形により下請代金を支払った



## 工事の施工現場に関する法令違反

- ・一括下請負が行われている
- ・工事現場に必要な専任の管理技術者等が設置されていない
- ・監理技術者等の名義貸しが行われている
- ・施工体制台帳・施工体系図が作成されていない
- ・無許可業者と500万円以上の下請契約を締結している
- ・元請の一般建設業者が、下請業者と総額3,000万円(建築一式4,500万円)以上の請負契約を締結している 等



## 虚偽の許可申請・経営事項審査申請による法令違反

- ・建設業の許可申請の際、虚偽の内容で建設業許可を取得している
- ・変更届の際、虚偽の内容を提出している
- ・経営事項審査申請の際、虚偽の内容で申請している
- ・虚偽の内容で得た経営事項審査の結果を公共工事の発注者に提出している 等

# 建設業フォローアップ相談ダイヤル

～将来にわたる品質確保とその担い手の中長期的な育成・確保に向けて～

国土交通省では、品確法の運用指針の趣旨の現場への浸透や適切な受発注者関係の構築に向け、「品確法の運用指針」や「新労務単価」などの相談を総合的に受け付ける窓口を開設し、元請事業者、下請事業者、技能労働者など、様々な立場の皆さんの現場の生の声や情報を聞かせていただいていたところでした。

この度、目標年次を迎えた「建設業における社会保険未加入対策」についても、相談を受け付けますので是非ご利用ください。



**品確法運用指針、  
新労務単価、社会保険未加入対策等  
建設業に関する様々な相談を受け付けます！**

TEL.  **0570-004976**

ナビダイヤルの通話料は発信者の負担となります。

**受付時間 10:00-12:00 13:30-17:00**

(土日・祝祭日・閉庁日を除く)

**国土交通省**  
土地・建設産業局 建設業課

# 「建設業フォローアップ相談ダイヤル」で受け付ける生の声

従来から受け付けていた、品確法の運用指針や公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報のほか、社会保険未加入対策等についても相談や現場の生の声を受け付けます。

## 品確法の運用指針に関する情報

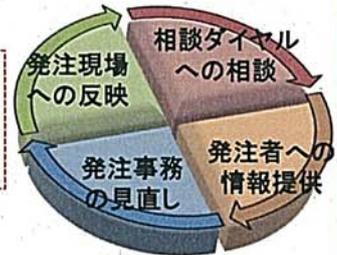
- 「歩切りの禁止」や「ダンピング対策」などの、品確法の運用指針の内容の実施状況についての相談
- 公共工事の品質確保と担い手の中長期的な育成・確保といった、品確法の基本理念に関連する現場の取組・実態についての情報

＜例えば…＞

- ・品確法の運用指針の内容について教えて欲しい。
- ・違反と疑われる発注者の行為について相談したい。
- ・発注者には言いにくい受注者の悩み、現場での困難な実態を聞いて欲しい など

いただいた情報をもとに…

- 当該発注者等に情報提供を行うこと等により見直しの促進を図っていきます。
- 運用指針の実施状況のフォローアップに活用するなど、各種施策の検討の参考にさせていただきます。



## 公共工事設計労務単価改訂後の請負契約に関する情報

- 発注者と元請負人との請負契約についての情報
- 元請負人と下請負人との取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報
- 1次下請負人と2次下請負人など、下請負人間での取引の際の法令違反、または、法令違反のおそれがある情報

＜法令違反のおそれがある情報の例＞

- ・元請負人が見積の際に、合理的な根拠もなく、下請負人の示した労務単価を下回る額を一方的に押しつけ、その額で下請契約を締結した など

※元請負人と下請負人間での取引に係る法令違反、または、法令違反のおそれのある事例は、国土交通省のホームページに掲載されている「建設業法令遵守ガイドライン」をご覧ください。

事業者の皆様の生の声をお聞かせ下さい



## 社会保険未加入対策

- 「社会保険の加入に関する下請指導ガイドライン」や現場入場についての相談

## その他の関連情報

- 行政や業界の取組や現場の実態についての関連する情報

※お寄せ頂いた情報には、国土交通省が直接対応出来ない場合もありますので、予めご了承願います。

法令違反、または、違反のおそれのある情報については、「建設業法令遵守推進本部」が端緒情報として取り上げ、当該建設業者への立入検査や報告徴収等をするかどうかの判断をします。

いただいた情報については、今後の取組の参考とさせていただくほか、個別事案を特定できない方法で公表させていただくこともありますので、予めご了承下さい。

E-mail: [hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp](mailto:hqt-kensetsugyo110@ml.mlit.go.jp)

「建設業フォローアップ相談ダイヤル」への情報は、電子メールでも受け付けています。

＜品確法・運用指針の内容や公共工事設計労務単価等の内容についてはホームページをご覧ください＞

品確法・運用指針: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000089.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000089.html)

公共工事設計労務単価: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1\\_6\\_bt\\_000217.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/1_6_bt_000217.html)

社会保険未加入対策: [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk2\\_000080.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk2_000080.html)